

シニア会員推薦規程

(平成 20 年 2 月 18 日 制定)

(平成 24 年 7 月 23 日 改正)

(平成 25 年 7 月 22 日 改正)

(平成 26 年 4 月 14 日 改正)

(平成 26 年 9 月 16 日 改正)

(平成 27 年 4 月 20 日 改正)

(平成 27 年 10 月 27 日 改正)

(平成 29 年 2 月 20 日 改正)

(趣 旨)

第 1 条 本制度は、本会規則第 2 条 4 項の趣旨に則り、本会の会員制度の一環として実施するものである。学会は会員の活発な活動により支えられ、発展し、社会に貢献していくものであり、会員活動は、学問・技術面における先駆的な業績、教育・技術指導による人材輩出、あるいは学会事業への積極的な貢献などが基盤となっている。本制度は、日ごろのこれら活動を通して本会の発展に寄与する継続的活動が認められ、本会への貢献が大きい正員に対してシニア会員の称号を贈呈し、より具体的に敬意を表明するとともに、将来にわたって引き続き学会活動の中心となって、学会の発展、ひいては社会への貢献をお願いするものである。なお、シニア会員の称号は、本会規則に定められているように、正員のみが対象であり、名誉員、学生員は対象とならない。

(推薦基準)

第 2 条 本会が関連する技術分野に原則 10 年以上従事しており、本会会員として累計在籍年数 5 年以上の正員、あるいは顕著な業績・貢献が認められる正員を対象とする。累計在籍年数は、第 5 条に規定されている提出期限までの在籍月数を積算し、12 ヶ月を 1 年とし、端数月数は切り捨てる。

(選出手順)

第 3 条 各ソサイエティ内にシニア会員推薦委員会を設置してソサイエティとしてのシニア会員候補者を選定し、理事会の下に設置するシニア会員審査委員会へ別途定める共通のシニア会員候補者推薦書により推薦する。シニア会員推薦委員会の構成、シニア会員候補者選定及び推薦手順については、別途各ソサイエティにより定める規程によるものとする。

2. 前項に規定されたソサイエティに関する事項は、複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められている場合には、当該ソサイエティ共同運営として実施できるものとする。

(申請手続)

第 4 条 申請は、別途定める申請書に本人が所定の事項を記入して学会に提出するものとする。申請に当たっては推薦人 2 名を必要とし、推薦人は、別途定める推薦書に所定の事項を記入して学会に提出するものとする。ただし、推薦者は原則、名誉員、フェロー、シニア会員のいずれかでなければならないものとする。

2. 申請は、他薦に基づくことも可能とし、その場合、推薦人となる資格を持つ会員 2 名が、各ソサイエティで定める方法により、推薦対象としたい会員の所属するソサイエティに提案するものとする。その提案を受け取ったソサイエティは、当該会員に対して、前項の申請書の提出を勧奨する。

第5条 申請書及び推薦書の提出は年間を通して可能とし、6月30日までに提出された申請書及び推薦書を当該年度の審査対象とする。

第6条 シニア会員推薦委員会は、提出された申請書及び推薦書をもとに、以下の観点から審査を行う。

- (イ) 工学的・科学的先駆者、学会活動推進者、技術開発指導者、あるいは教育者のうち、いずれかの（複数可）立場での貢献。
- (ロ) 本学会への貢献。
- (ハ) 他の学会での顕著な活動など。

第7条 シニア会員審査委員会は、シニア会員の最終審査、調整を行う機関として、各ソサイエティからの推薦に基づきシニア会員候補者の審査・調整を行い、結果を理事会に報告し承認を得る。

(証書の贈呈)

第8条 シニア会員の認定を受けた会員に対しては、会長による称号の証を贈呈する。具体的には、理事会承認後、速やかに事務局よりシニア会員本人に称号の証を送付する。

(選出規模)

第9条 シニア会員の数については、第5条に規定する提出期限の直前の3月末日の各ソサイエティ会員数の10%を越えないこととする。シニア会員がフェローの称号を受けた場合はシニア会員の称号からフェロー称号に移行し、同時に2つの称号を有することはないものとする。従って、フェロー移行者数は10%枠のシニア会員数には含めないこととする。

- 2. 前項の人数に関する10%枠の規定は、複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められ、当該ソサイエティ共同運営としてシニア会員審査委員会へ推薦する場合には、当該ソサイエティ共同運営として適用されるものとする。

(附 則)

- (1) 規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。
本規程は、平成20年5月27日より実施する。
- (2) 本規程の改正は、平成24年7月23日より適用する。
- (3) 本規程の改正は、平成25年7月22日より適用する。
- (4) 本規程の改正は、平成26年4月14日より適用する。
- (5) 平成26年9月16日の改正は、同日より適用する。
- (6) 平成27年4月20日の改正は、同日より適用する。
- (7) 平成27年10月27日の改正は、同日より適用する。
- (8) 平成29年2月20日の改正は、同日より適用する。